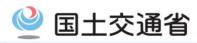
航空安全技術規制に関する目安箱について

国土交通省 航空局 令和4年3月



航空安全技術規制に関する目安箱について



安

箱

概要

安全に関する技術規制について、制度や運用の見直しを有効なものとするため、「航空安全技術規制に関する目安箱」が平成24年に設置されたところ、 平成29年8月にとりまとめられた「航空に係る技術的な規制の見直しについて(報告書)」を踏まえ、積極的な活用を図るために運用を改善し、事業者等からの要望を収集し、その対応について回答。

投稿方法

専用のフォーマットを用意し、専用メールアドレス宛に電子メールにて提出。

運用

- 要望内容と対応は原則公表。
- ・回答期限は、要望受付日より起算して原則30日以内とする(調査等に時間 を要するものについては、その旨、回答期限を明示して回答する)。
- ・要望事項については、技術・安全部会の開催にあわせて要望件数、要望及 び対応について報告し、公表。

皆様の「声」をお聞かせ下さい。

航空の技術的な規制・運用でお困りのことはございませんか?

航空局へお気軽にご相談下さい。

ここ数年の間で、航空需要の増大、航空産業の多様化など、航空を取り巻く 状況は大きく変化しています。

このため航空局では、航空の技術的な規制・運用に対するご意見を集める 「航空安全技術規制に関する目安箱」を設置しております。

是出方法 専用フォーマットに必要事項をご記載頂き、 投稿アドレスまでご投稿下さい。 専用フォーマットを掲載したURL:

http://www.mit.go.jp/koku/koku_tk1_000059.html 投稿アドレス:hat-koku-meyasubako@sob.mit.go.jp

回答

要望受付日より原則、30日以内に回答いたします。

公表

要望内容と対応は原則、国土交通省の審議会(交通政策審議会 航空分科会技術・安全部会)へ報告し、審議会HPにて公表いたします。

審議会HPのURL: http://www.mlit.go.jp/policy/shingskai/s303_giyutuanzen01.html

国土交通省航空局安全部安全企画課

参考)航空に係る技術的な規制の見直しについて(報告書 http://www.mlit.go.jp/common/001197060.pdf

運用状況(令和4年3月末時点)

- ・令和3年3月末時点で継続対応中のものが1件(各運航方式等に係る通達類における定期訓練等に係る要件の見直しについて)あり、令和4年度においても引き続き対応を継続する。
- ・令和3年度には新たに2件の要望が寄せられ、1件(事業場認定制度による製造場所調査後の処置に関する改善)は現行制度にて対応し、もう1件(新サーキュラー1-023 変更審査表の様式番号変更)は令和4年度の対応を予定している。 (詳細は参考資料参照)

航空安全技術規制に関する目安箱 対応状況等 [対応分類] A:現行制度で対応可能/B1:目安箱に投稿のあった年度内に対応/B2:目安箱に投稿のあった翌年度以降に対応/C:検討の結果対応が困難

番号	要望年度	要望事項	投稿内容	諸外国の制度等参考 情報	分類	投稿への回答と対応状況等	対応状況等(令和3年3月末時点)	対応状況(令和4年3月末時点)	要望者
1	平成30年度	各連航方式等に係 名通道線 開 は の 見 直 し に つ い て	(RVSM、LVO、RNAV、CPDLC、ETOPS等)に定期訓練・定期審査が求められている。		B2		窓、結果等の評価を行うことで柔軟な訓練を実施することが許容されており、要望の内容については対応可能である。 ● なお、カテゴリー亜航行の乗務要件については、現在海外事例を調査中であり、要望を踏まえて改正することが妥当であるか否か、令和3年度に検討する。	● 令和3年度に検討予定となっていたカテゴリーⅢ航行の乗務要件(自動着陸を行う場合にあっては、機長及び副操縦社は、少なくとも年1回、実機又は模擬飛行装置により自動着陸を実施していること)について、米国連邦航空局(FAA)等の制度を調査したところ、先進的な訓練・審査体系であるCBTAを導入し、その中で求められる知識と能力を維持できる訓練を実施している場合には、カテゴリーⅢ航行の乗務を柔軟に設定できることが確認できた。 ● カで、当該乗務要件については、事業者とも意見交換を行いながら、現行規定の見直しに向け作業中。令和4年内目処に改正予定。 ● その他の運航方式の見直しについても、引き続き検討を行い進め、令和4年4月以降、順次整理する。	空 2
2		事業場認定制度に よる製造場所調査 後の処置に関する 改善	工場調査において、認定業務内容に関する是正事項があった場合に、全ての製造、検査、販売がストップしてしまうため、契約納期の履行が不可となり、違約金を支払うことになった。 設定制度により契約履行に影響するのでは、納期履行遅延のリスクが避けられず違約金等の負担も増加し、受注にも影響を及ぼすため受注をストップせざるを得ず、事業として維持継続することができなくなる。 是正事項がある場合でも、改善作業を継続することで、製造、検査、販売をストップすることなく、契約納期の履行ができるように改善願いたい。	航空法、FAA	А	●認定事業場において不適切事案等が判明し、これによって同事業場が航空法第20条に示す認定にあたっての技術上の基準に適合しなくなったと認められる場合等は、航空局が業務の運営の改善に場における業務の全部もしくは一部の停止を命じ、又は認定を取り消すことができない不適切事案等については、是正事項として航空局があら通知した場合であっても、業務を継続しつつ改善を図ることは可能 ●今回頂いたご意見は、是正事項に係る制度の適用に関するものと認識して均等を関しており、責社における過去の是正事項の内容等を確認したうえで、双方の制度及び運用にあたっての認識等について、まずは意見交換をさせて頂きたい	-	●投稿者と航空局担当者との意見交換 (令和3年10月)を行い、要望事項に係る正 しい認識の共有を図った。また、今後は懸 念事項が発生した時点で、東京局検査官 と情報共有を図るよう体制を整えた。	
3		023 変更審査表の 様式番号変更 新サーキュラー1- 024機体の改造、装 備品等の変更等の	③変更事項 の中に"名称"が追記されている。様式が同じ番号では、新旧どちらの様式を使うべきか不明確となる。 ③変更事項 に"名称"が必要であれば、新サーキュラーでは様式番号はTCF-1-201B		B2	●いただいたご意見を踏まえ、改正航空 法の施行(2022年6月)までに、様式番号 の改正等も含めて検討いたします。	-	●様式番号の改正や廃止について現在検討中であり、改正航空法の施行(2022年6月)までに対応する予定である。	